

施策 No.	25	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	水道課、環境課、建設課、都市計画課、都市整備課		

1. 計画 (Plan)

施策の対象	市民						
対象指標名	単位	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度実績	令和6 年度見込
人口	人	78,874					

施策の目標	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給します。
-------	--------------------------

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	実績データにより算出する。 ・配水管延長は、配水設備拡張事業による配水管布設延長の総和により算出する。 ・配水した水量がどの程度収益につながっているかを示す有収率は、年間総配水量を収入となった水量で除して算出する。 ・水道普及率は、各年度末行政区域内人口 (住民基本台帳人口) を給水人口で除して算出する。
-----------------------------	--

成果指標名	単位	平成30年度基準値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和6 年度目標値
配水管延長	目標値	778,763	781,922	783,501	785,080	786,660	788,239	788,239
	実績値		787,644					
有収率	目標値	84.8	85.2	85.4	85.6	85.8	86.0	86.0
	実績値		84.8					
水道普及率	目標値	84.7	84.8	84.9	85.0	85.0	85.1	85.1
	実績値		84.1					
	目標値							
	実績値							
	目標値							
	実績値							
	目標値							
	実績値							

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	【市民】 ・給水区域内では、早急に上水道を利用する。 ・給水装置の適正な維持管理を行う。 ・日常生活での節水に心がける。 【行政】 ・安全で安定した水道水の供給に努める。 ・未普及地域の整備を推進する。 ・経営の健全化と財源確保に努める。
-------------------------	--

2. 実行 (Do) →個別事務事業の実施による (事務事業マネジメントシート参照)

3. 検証・評価と今後の方向性 (Check&Action)

(1) 施策目標達成に対する要因分析と課題 (①構成事業が与えた影響、②外的要因を踏まえて検証)

・配水管延長については、令和2年度は目標781,922mに対し、787,644mである。
亀山北及び中郷・萩田土地区画整理地内や下大首地区等へ計画的に配水管を整備したほか、未普及地域からの要望に応じて配水管を整備した。

・有収率については、令和2年度は目標85.2%に対し、84.8%である。
年間総配水量の増加率(2.2%)より年間有収水量の増加率(1.9%)が小さいことから、配水管や給水管等からの漏水量の増加が懸念されるため、計画的な漏水調査の実施が必要である。

・水道普及率については、令和2年度は目標84.8%に対し、84.1%である。
前年度と比較すると以下のとおりである。

【水道普及率】給水人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
R1 : 67,792人 ÷ 80,151人 × 100 = 84.6%

R2 : 67,153人 ÷ 79,833人 × 100 = 84.1%

【世帯数】

R1 : 31,492世帯

R2 : 31,946世帯 (前年度比 454世帯増)

行政区域内人口の減少及び世帯数の増加はあるものの、水道普及率向上に向けて、更なる加入促進が必要である。

・市内において濁り水が発生することがあり、濁り解消のために排水作業や管洗浄を実施しているが、水質改善等の抜本的な対策が必要である。

・配水量が増加傾向にある中、長年の使用で取水能力が低下してきている水源がある。県水の受水等により適切な水量を確保しているが、安定した水道水供給のための取り組みが必要である。

(2) 今後の方向性 ((1)の要因分析を踏まえ、施策目標達成に向けた方針を示す)

・配水管延長については、引き続き土地区画整理地内等へ計画的に配水管を整備する。
また、地域からの要望に伴い未普及地域へ配水管整備を推進する。

・有収率の向上のため、経年劣化の進んでいる配水管等の多い地域の漏水調査を行い、漏水箇所を早急に修繕する。

・普及率の向上のため、未加入世帯への戸別訪問や文書回覧、広報等により、水道水の安全性等を周知して加入促進を図る。また、土地区画整理事業や地域からの要望による配水管の布設を行い、水道に接続できる環境を整備することで、加入促進を図る。

・濁り水対策については、引き続き、排水作業や管洗浄を実施するが、加えて、水質改善に向けて、濁り水の原因である鉄やマンガン除去する、新たなろ過設備導入の検討を進める。

・安定した水道水の供給に向けて、新たな水源(石法寺浄水場2か所、荒町配水場1か所)の整備を進める。

